

奈良市公報

号外第 5 号 令和 6 年 8 月規則等

令 和 8 年 10 月 13 日 発 行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 法務ガバナンス課長

目 次

規 則

月	日	番号	件 名	主 管
8	19	42	奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	障がい福祉課
8	19	43	奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則	保健予防課
8	19	44	奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	保健給食課

告 示

月	日	番号	件 名	主 管
8	5	412	奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	環境政策課
8	6	417	奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	保健予防課
8	9	434	奈良市富雄丸山古墳出土 ^だ 龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱	埋蔵文化財調査センター
8	20	439	平成 27 年奈良市告示第 207 号（長の権限に属する事務の補助執行）の一部改正	人事課

訓 令 甲

月	日	番号	件 名	主 管
8	16	4	奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課

公 営 企 業

月	日	番号	件 名	主 管
8	13	52	平成 26 年奈良市企業局告示第 3 号（奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定）の一部改正	企業出納課
8	14	13	須川ダム操作規程の一部を改正する規程	送配水管理センター

教 育 委 員 会

月	日	番号	件 名	主 管
---	---	----	-----	-----

令和8年10月13日
(火曜日)

奈良市公報

号外第5号

8	16	1	奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	教育政策課
8	27	6	奈良市いじめ調査委員会規則の一部を改正する規則	いじめ防止生徒指導 課

規**則**

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 42 号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年奈良市規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表電気式たん吸引器の項の次に次のように加える。

自家発電機又は外部バッテリー	(1) 呼吸器機能障害又は心臓機能障害を有する者であって、医師の意見書等により人工呼吸器の装着が必要と認められるもの (2) 人工呼吸器の装着が必要な難病患者等であって、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの
----------------	---

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 8 月 19 日揭示済)

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 43 号

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則（平成 26 年奈良市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・変更）」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書／小児慢性特定疾病登録者証申請書（新規・変更）」に改め、同条第 2 項中「小児慢性特定疾病医療不認定通知書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定不承認通知書」に改める。

別記第 1 号様式（表面）を次のように改める。

(表面)										受 給 者 番 号										疾 患 群														
小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書／小児慢性特定疾病登録者証申請書（新規・変更）																																		
（宛先）奈良市長										年 月 日																								
私は、下記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。																																		
受 診 者	フリガナ															年 齢	歳	生 年 月 日																
	氏 名																	年 月 日																
	住 所					〒																												
						フリガナ																												
加入医療保険					被保険者氏名					受診者との続柄					本人・家族					記号・番号・校番														
					保険種別					協会健保・健保組合・共済・国保 国保退職・国保組合・その他・生保					発行機関名																			
申 請 者	申請者について					原則 受診者が18歳以上の場合、受診者本人が申請者 受診者が18歳未満の場合、保護者（受診者本人が加入している医療保険の被保険者等）が申請者																												
	フリガナ															受診者との関係					本人・父・母・その他（ ）													
	氏 名					☐ 受診者と同じ										電話					申請者（ ） —													
																日中連絡先					（ ） — 本人・父・母・その他（ ）													
住 所					〒																													
					フリガナ										☐ 受診者と同じ																			
送 付 先					氏 名					住 所					〒																			
※申請者住所以外に受給者証等の送付を希望する場合記入																																		
疾 病 名																																		
特 例 (該当の場合 ☒)					☐ 血 友 病					☐ 重症患者認定					☐ 高額かつ長期					☐ 人工呼吸器等装着者														
指定難病受給者認定 ※受給者証のコピーの添付が必要です。										有 ・ 無					受給者番号																			
すこやか手帳の交付										希望する ・ 希望しない																								
小児慢性特定疾病登録者証利用申請					「申請する」を選択した場合、市区町村がマイナンバーを用いた情報連携により、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成において登録者情報を確認することがあります。																													
					申請する ・ 申請しない																													
小児慢性特定疾病に係る医療費の支給開始年月日について					小児慢性特定疾病医療費の支給認定日について、遡って申請しますか。 ※保健所受理日から1か月前（やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前）の同じ日まで遡って申請することができます。診断年月日より前に遡って申請することはできません。																													
					☐ 申請しない → 支給開始日は保健所受理日からとなります。																													
					☐ 申請する → 支給開始日は下記にご記入いただく日からとなります。 令和 年 月 日 から 診断年月日以降かつ保健所受理日から3か月以内に限る。																													
上記の欄が申請日から1か月以上前の年月日となっている場合、理由についてご記入ください。																																		
☐ 医療意見書の受領に時間を要したため ☐ 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため ☐ 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため ☐ その他																																		
[]																																		
整理欄																																		

裏面もご確認ください。

別記第 1 号様式（裏面） 中

（裏面）	
小児慢性特定疾病医療意見書を記載した指定医療機関名	所 在 地

を

（裏面）		
小児慢性特定疾病の医療費助成・登録者証の申請における医療意見書の研究等への利用についての同意 ※同意する場合のみ記入	厚生労働大臣 殿 私は、別紙 1 の「小児慢性特定疾病の医療費助成・登録者証の申請における医療意見書情報の研究等への利用の同意について」を読み、小児慢性特定疾病の医療費助成又は登録者証の申請にあたり、提出した医療意見書が、①厚生労働省のデータベースに登録されること、②研究機関等の第三者に提供され、小児慢性特定疾病に関する創薬の研究開発等に利用されることに同意します。	
	年 月 日	
	住所	
	患者署名	※申請者が患者本人の場合記入
	※患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、本人に代わり代理人が申請する場合は、可能な限り本人にも確認したうえで、以下に署名ください。	
代理人署名	※申請者が患者以外の場合記入	
小児慢性特定疾病医療意見書を記載した指定医療機関名	所 在 地	

に、

委任欄	
○受診者本人（18歳以上の成人患者に限る）による申請が難しく、代理人が申請を行う場合は、記入してください。	
委任者（受診者） 氏名	
私は下記の者を代理人として、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に関する権限を委任します。	
代理人（申請者）	
住所	
氏名	委任者との関係

を

委任欄	
○受診者本人（18歳以上の成人患者に限る）による申請が難しく、代理人が申請を行う場合は、記入してください。	
委任者（受診者） 氏名	
私は下記の者を代理人として、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に関する権限を委任します。	
代理人（申請者） 住所	
代理人（申請者） 氏名	委任者との関係

に改め、同様式（

○小児慢性特定疾病医療費支給認定 個人番号記載欄（新規・変更）中「☐ 被保険者証 ☐ 年金手帳」を「☐ 年金手帳」に改める。

別記第 2 号様式中			
受給者	氏 名		
	生年月日		性 別
	住 所		

を

受給者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	

に、

「

受診指定医療機関	名 称	
	名 称	
	名 称	
	名 称	

を

」

「

受診指定医療機関	名 称	
----------	-----	--

に、

」

「被 保 険 者 証 の」を「加 入 医 療 保 険 の」に改める。
別記第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式(第2条関係)

第 年 月 日

様

奈良市長

小児慢性特定疾病医療費支給認定
不承認通知書

年 月 日付で申請のありましたこのことについて、奈良市小児慢性特定疾病医療費認定審査会による審査の結果、下記の理由により承認されませんでしたので通知します。

患者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	医療機関	
	疾 患 名	
不承認となった理由		

(注) 余白に、この処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第 4 号様式（表面）中

「

被保険者証に関する事項			
☐	被保険者氏名		受診者との 続柄
	本人	家族	
	保 険 種 別	協会健保・健保組合・共済・国保 国保退職・国保組合・その他・生保	被保険者証の 記 号・番 号
	被保険者証 発行機関名		
・被保険者証に関する事項の変更により医療保険上の世帯員が変わり、自己負担上限額（階層区分）を変更する場合は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(変更) に必要書類を添付して申請してください。 ・自己負担上限額（階層区分）に変更のない場合は、新たな「保険証のコピー」(裏面参照) を「保険証のコピー貼付用紙」に貼り、「同意書」と一緒に提出してください。※裏面の世帯調書を記載してください。			

を

」

「

加入医療保険に関する事項			
☐	被保険者氏名		受診者との 続柄
	本人	家族	
	保 険 種 別	協会健保・健保組合・共済・国保 国保退職・国保組合・その他・生保	記 号・番 号 校 番
	発行機関名		
・加入医療保険に関する事項の変更により医療保険上の世帯員が変わり、自己負担上限額（階層区分）を変更する場合は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(変更) に必要書類を添付して申請してください。 ・自己負担上限額（階層区分）に変更のない場合は、新たな「保険証等のコピー」(裏面参照) を「保険証等のコピー貼付用紙」に貼り、「同意書（医療保険加入者用）」と一緒に提出してください。※裏面の世帯調書を記載してください。			

に、「指定医療機

」

関、自己負担上限額」を「自己負担上限額」に、同様式（裏面）中「医療保険証」を「医療保険証等」に改め、同様式（○個人番号記載欄）中「☐ 被保険者証 ☐ 年金手帳」を「☐ 年金手帳」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 6 年 8 月 19 日揭示済)

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 44 号

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則（平成 26 年奈良市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の項中「246 円」を「292 円」に改め、同表中学校の項中「300 円」を「343 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 6 年 8 月 27 日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、施行日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

(令和 6 年 8 月 19 日揭示済)

告

示

奈良市告示第 412 号

奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 8 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱（令和 5 年奈良市告示第 365 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

ZEB 化	国実施要領 別紙 2 2 交付対象事業の内容 ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導 (ソ) ZEB の交付要件 a (b) のうち、市内に所在する建築物等であって、市長が認めるもの	国実施要領 別紙 2 2 交付対象事業の内容 ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導 (ソ) ZEB の交付要件 b から g までのとおり	① 新築建築物の『ZEB』化補助金の対象となる経費の 3/5 ② 新築建築物の Nearly ZEB 化補助金の対象となる経費の 1/2 ③ 新築建築物の ZEB Ready 化補助金の対象となる経費の 1/3 ただし、延床面積が 2,000 m ² 未満の場合、ZEB Ready は対象としない。 ④ 既存建築物の『ZEB』化補助金の対象となる経費の 2/3 ⑤ 既存建築物の Nearly ZEB 化補助金の対象となる経費の 2/3 ※補助金の対象となる経費は、消費税等
-------	--	---	---

			仕入控除税額 を控除したも のに限る。
--	--	--	---------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 8 月 5 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱別表の規定は、令和 6 年度予算に係る補助金から適用する。

(令和 6 年 8 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 417 号

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 8 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市結核予防事業補助金交付要綱（平成 15 年奈良市告示第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「受けようとする者は」の次に「、毎年 6 月末日までに」を加える。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 2 規則第 11 条に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付決定の額に 100 分の 20 を乗じて得た額以内の減額の変更

(2) 変更内容が交付目的に反せず、かつ、大幅な変更でないもの

- 第 8 条中「ときは」の次に「、補助対象事業の完了した日から 30 日以内又は補助対象事業の完了した年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに」を加える。

附 則

この告示は、令和 6 年 8 月 6 日から施行し、この告示による改正後の奈良市結核予防事業補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度予算に係る補助金から適用する。

(令和 6 年 8 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 434 号

奈良市富雄丸山古墳出土^だ龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱を次のように定める。

令和 6 年 8 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市富雄丸山古墳出土^だ龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱

(趣旨)

- 第 1 条 この要綱は、富雄丸山古墳出土^だ龍文盾形銅鏡の登録商標（登録商標第 6787387 号。以下「商標」という。）の使用に関し、奈良市行政財産使用料条例（昭和 49 年奈良市条例第 19 号）及び奈良市公有財産規則（昭和 49 年奈良市規則第 29 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(商標の適用範囲)

- 第 2 条 商標を適用する指定商品又は指定役務（以下「商品等」という。）の区分は、別表のとおりとする。

(使用許可の申請)

- 第 3 条 商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、商標使用許可申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 商標の使用見本又は商標の使用状態が確認できる写真等

(2) 申請者の概要を記載した書類

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用許可)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、商標使用許可通知書（別記第 2 号様式）により、使用の不許可を決定したときは、商標使用不許可通知書（別記第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による使用許可（以下「使用許可」という。）について必要な条件を付することができる。

3 市長は、既に商標を使用許可した商品等について、他の事業者から同種の使用申請があったときは、当該他の事業者に対しても使用を許可するものとする。

（使用許可の期間）

第 5 条 商標の使用許可の期間は、使用許可を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、期間を短縮することができる。

2 商標の使用許可の更新を受けようとする者は、使用許可期間満了の日の 30 日前までに商標使用許可更新申請書（別記第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、使用許可の期間内に商品等に付された商標については、当該使用許可を受けた事項を変更しない場合に限り、使用許可の期間満了後においても、在庫整理の期間として引き続き商標を使用することができる。ただし、引き続き商標を使用しようとする者は、第 7 条の規定に基づき変更許可申請を行わなければならない。

（使用許可の制限）

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、商標の使用許可をしないものとする。

(1) 商標のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

(2) 商標の使用によって、商品等の品質の誤認又は他者の業務に係る商品等との混同を生じるおそれがあると認められるとき。

(3) 宗教的活動又は政治活動等に使用されると認められるとき。

(4) 奈良市暴力団排除条例（平成 24 年奈良市条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団等又は同条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものの利益となると認められるとき。

(5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、商標の使用が適当でないと認められるとき。

（使用許可の内容の変更）

第 7 条 使用許可を受けて商標を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、商標使用変更許可申請書（別記第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、変更を許可したときは商標使用変更許可通知書（別記第 6 号様式）により、変更を許可しないときは商標使用変更不許可通知書（別記第 7 号様式）により、使用者に通知するものとする。

（使用許可の取消し等）

第 8 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 期日までに使用料を納付しなかったとき。

(4) 商標の使用に当たり、第 6 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、前項の規定により使用許可を取り消すときは、商標使用許可取消通知書（別記第 8 号様式）により使用者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定により使用許可の取消しを受けた者に生じた損害については、市長は賠償の責めを負わない。

4 使用者は、使用許可が取り消された場合、商標を使用した商品等については、販売済み以外のものを回収し廃棄する義務を負うものとし、これに係る経費は使用者の負担とする。

5 使用許可を取り消された使用者は、前項の規定により商標を使用した商品等を廃棄した場合は、当該廃棄を証明する書類を市長に提出しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第 9 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）その他関係法令の規定を遵守すること。

(2) 使用許可を受けた区分のみに使用し、使用条件に従うこと。

- (3) 商標の使用に関する事故又は苦情等については、誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。
- (4) 商標を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標のイメージを損なう行為を行わないこと。
- (6) 商標の使用によって誤認又は混同を生じさせないこと。
- (7) 第三者による商標の無断使用その他の問題になり得る行為を発見した場合は、速やかに市長に報告すること。
- (使用料)

第 10 条 商標の使用料は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 販売商品（販売を目的として製造する物品及びその物品の広告をいう。以下同じ。）にする場合 販売総額（販売小売価格にその予定数量を乗じて算出される額をいう。）に 100 分の 3 を乗じて得た額
- (2) 景品（商品等の販売促進を目的とした物品及びその物品の広告をいう。以下同じ。）にする場合 製作費用総額に 100 分の 3 を乗じて得た額
- (3) 広告（商品等の情報を広く宣伝するものをいう。以下同じ。）に使用する場合（前各号の広告を除く。） 製作費用総額（広告のために使用する媒体に対する支払額を含む。）に 100 分の 3 を乗じて得た額
- (4) その他（電気通信回線を通じた提供等）で使用する場合 販売総額（販売価格にその予定数量を乗じて算出される額をいう。）に 100 分の 3 を乗じて得た額
- (5) 役務で使用する場合 市長が別に定める額
- (シールの交付)

第 11 条 使用者は、販売商品又は景品 1 個ごとに市長が交付する使用許可を受けたことを表すシール（以下「シール」という。）を貼り付けなければならない。ただし、シールを貼り付けることが難しいものについては、シールの貼付けに代わり、シールの印影を直接印刷する等の代替措置を講じることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の必要があると認めるときは、シールの交付に代えて使用者に商標登録番号の明示を命じることができる。

3 第 1 項のシールの代金は、販売商品又は景品の数に 1 円を乗じて得た額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

(使用料等の納付)

第 12 条 使用者は、第 10 条の規定により算出した使用料及び前条第 3 項の規定により算出したシールの代金を、本市が発行した納入通知書を受領した日から 30 日以内に指定する金融機関に振り込まなければならない。

2 既納の使用料及びシールの代金は、還付しない。ただし、使用者の責によらない事由により商標を使用することができないとき、又は使用料若しくはシールの代金の過誤納が行われたときは、この限りでない。

(使用実績の報告)

第 13 条 市長は、使用者に商標の使用実績について報告を求めることができる。

2 使用者は、商標の使用に当たって第 11 条第 1 項ただし書に規定する代替措置を講じた場合には、商標の使用実績がわかる資料を添えて、使用許可の期間中四半期ごとに報告しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 8 月 9 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区分	指定商品又は指定役務
第 3 類	せっけん類、歯磨き、化粧品、香料、薫料
第 6 類	金属製包装用容器、金属製のネームプレート及び標札、金属製郵便受け、金庫、金属製造形品（貴金属製のものを除く。）、青銅製造形品
第 9 類	電池、電気通信機械器具、携帯情報端末、電子応用機械器具及びその部品、眼鏡、家庭用テレビゲーム機用プログラム、携帯用液晶画面ゲーム機用のプログラムを記憶させた電子回路及び CD-ROM、メトロノーム、電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及び CD-ROM、レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ、電子出版物、映写フィルム、スライドフィル

	ム、スライドフィルム用マウント
第11類	電球類及び照明用器具、家庭用電熱用品類
第14類	貴金属、キーホルダー、宝石箱、身飾品、貴金属製造形品
第16類	紙製包装用容器、家庭用食品包装フィルム、衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製ハンカチ、荷札、印刷したくじ（おもちゃを除く。）、いろがみ、写し絵、折り紙、切り抜き、千代紙、ぬり絵、紙類、文房具類、印刷物、書画、写真、写真立て、紙製又はプラスチック製の包装紙、包装紙、紙製又はプラスチック製のレジ袋、紙製テーブルクロス、紙製室内装飾用置物
第18類	ペット用被服類、かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、傘、ステッキ、つえ、つえ金具、つえの柄
第20類	クッション、座布団、まくら、マットレス、うちわ、扇子、家具、ベンチ、懐中鏡、鏡袋、プラスチック製包装容器、木製・ろう製・石膏製又はプラスチック製の造形品、プラスチック製ラベル
第21類	化粧用具、台所用品（ガス湯沸かし器、加熱器、調理台及び流し台を除く。）、清掃用具及び洗濯用具、貯金箱、お守り、おみくじ
第24類	織物、メリヤス生地、フェルト及び不織布、布製身の回り品、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布、織物製テーブルナプキン、ふきん、織物製壁掛け
第25類	被服、バンド、ベルト、履物、運動用特殊衣服（水上スポーツ用特殊衣服を除く。）、
第26類	テープ、リボン、組ひも、造花、衣服用き章（貴金属製のものを除く。）、衣服用バックル、衣服用バッジ（貴金属製のものを除く。）、衣服用ブローチ、帯留、ボンネットピン（貴金属製のものを除く。）、ワッペン、腕章、頭飾品、ボタン類
第28類	遊園地用機械器具、ペット用おもちゃ、おもちゃ、人形、囲碁用具、将棋用具、歌がるた、さいころ、すごろく、ダイスカップ、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、トランプ、花札、マージャン用具、遊戯用器具、ビリヤード用具、運動用具、釣り具
第30類	茶、コーヒー、ココア、菓子（肉、魚、果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、コーヒー豆、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類
第32類	ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、ビール製造用ホップエキス、乳清飲料
第33類	清酒、焼酎、合成清酒、白酒、みりん、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒
第39類	鉄道による輸送、車両による輸送、企画旅行の実施、旅行者の案内、旅行に関する契約（宿泊に関するものを除く。）の代理、媒介又は取次ぎ
第41類	当せん金付証票の発売、芸能・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催、電子出版物の提供、図書及び記録の供覧、美術品の展示、映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営、インターネットを利用して行う映像の提供、映画の上映・制作又は配給、インターネットを利用して行う音楽の提供、演芸の上演、演劇の演出又は上演、音楽の演奏、スポーツ興行の企画・運営又は開催、興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。）、文化又は教育のための展示会の企画・運営、出版物のレイアウト（広告物を除く。）、オンラインによるゲームの提供
第43類	宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、飲食物の提供

別記

第1号様式(第3条関係)

商標使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所(所在地)
氏名(名称・代表者名)
電話番号
メールアドレス
(担当者)

奈良市富雄丸山古墳出土亀龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱(令和6年奈良市告示第434号。以下「要綱」という。)第3条の規定により、次のとおり商標を使用したいので、申請します。

なお、使用に当たっては、要綱の規定を遵守することを誓約します。

1 申請内容

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 使用商標 | 登録商標第6787387号 |
| (2) 商標使用区分 | |
| (3) 販売商品名、景品名
又は役務内容 | |
| (4) 販売小売価格 | 円(税込) |
| (5) 予定数量 | |
| (6) 販売総額又は製作費用総額 | 円(税込) |
| (7) 登録商標の使用目的 | |
| (8) 登録商標の使用方法 | |

2 添付書類等 必要に応じて、次の書類等を添えて提出してください。

- (1) 商標の使用見本又は商標の使用状態が確認できる写真等
- (2) 申請者の概要を記載した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

※景品の場合は1 申請内容(4)について記載する必要はありません。

※役務の場合は1 申請内容(4)～(6)について記載する必要はありません。

第2号様式（第4条関係）

商標使用許可通知書

奈良市指令教文埋第 号
年 月 日

様

奈良市長 仲川 元庸 印

年 月 日付けで申請のあった登録商標の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び奈良市公有財産規則（昭和49年奈良市規則第29号）第21条第1項の規定により、下記のとおり使用を許可しますので、奈良市富雄丸山古墳出土龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第4条第1項の規定により通知します。

1. 登録商標番号 第6787387号

2. 商標区分

3. 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

4. 内容 ☐販売商品 ☐景品 ☐広告 ☐役務 ☐その他

販売商品、景品又は役務の名称	
販売小売価格（税込）①	円
予定数量 ②	
販売総額 （①×②＝③（税込）） 又は製作費用総額 ③	円

5. 使用料等

使用料 ④ （③×3%）	円
販売商品又は景品のシールの代金 ⑤ （1円×②×110%）	円
使用料等の支払合計額（④＋⑤）	円

6. 使用料等の支払い方法

本市が発行する納入通知書を受理した日から30日以内に指定する金融機関に振り込むこと。

7. 使用条件

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第3号様式（第4条関係）

奈良市指令教文埋第 号
年 月 日

商標使用不許可通知書

様

奈良市長 仲川 元庸 印

年 月 日付けで申請のあった登録商標の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び奈良市公有財産規則（昭和49年奈良市規則第29号）第21条第2項の規定により、下記のとおり使用を許可しませんので、奈良市富雄丸山古墳出土甕龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第4条第1項の規定により通知します。

記

許可しない理由

第4号様式（第5条関係）

商標使用許可更新申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称・代表者名）
電話番号
メールアドレス
（担当者）

年 月 日付け奈良市指令教文埋第 号をもって使用の許可を受けた登録商標は、年 月 日限りで使用許可期間が満了となりますが、引き続き使用したいので、奈良市富雄丸山古墳出土龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 使用商標 登録商標第6787387号
- 2 商標使用区分
- 3 販売商品名、景品名又は役務の名称
- 4 販売小売価格
- 5 予定数量
- 6 販売総額又は制作費用総額
- 7 登録商標の使用目的
- 8 登録商標の使用方法

第5号様式（第7条関係）

商標使用変更許可申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称・代表者名）
電話番号
メールアドレス
（担当者）

年 月 日付け奈良市指令教文埋第 号で使用許可を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、奈良市富雄丸山古墳出土甕龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第7条第1項の規定により、申請します。

1 使用許可内容

販売商品、景品又は役務の名称
商標使用区分

2 変更する事項

3 変更の理由

第6号様式（第7条関係）

奈良市指令教文埋第 号
年 月 日

商標使用変更許可通知書

様

奈良市長 仲川 元庸 印

年 月 日付けで変更申請のあった登録商標の使用については、下記のとおり許可しますので、奈良市富雄丸山古墳出土亀龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第7条第2項の規定により、通知します。

記

変更する事項

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第7号様式（第7条関係）

奈良市指令教文埋第 号
年 月 日

商標使用変更不許可通知書

様

奈良市長 仲川 元庸 印

年 月 日付で変更申請のありました商標の使用について、下記の理由により許可しませんので、奈良市富雄丸山古墳出土竪龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第7条第2項の規定により、通知します。

記

許可しない理由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第8号様式（第8条関係）

奈良市指令教文埋第 号
年 月 日

商標使用許可取消通知書

様

奈良市長 仲川 元庸 印

年 月 日付け 奈良市指令教文埋第 号で許可しました商標の使用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第9項の規定により、下記のとおり使用の許可を取り消しますので、奈良市富雄丸山古墳出土黿龍文盾形銅鏡の登録商標の使用に関する要綱（令和6年奈良市告示第434号）第8条第2項の規定により、通知します。

記

1. 取消しをする商標 登録商標第6787387号
2. 許可を取り消す日 年 月 日
3. 許可を取り消す理由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

（令和6年8月9日揭示済）

奈良市告示第 439 号

平成 27 年奈良市告示第 207 号（長の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和 6 年 8 月 20 日から施行する。

令和 6 年 8 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

- 7 商標（教育委員会が所管する事業に係るものに限る。）の出願、登録、管理及び使用料の徴収に関する事務（還付に関する事務を含む。）

（令和 6 年 8 月 20 日揭示済）

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 4 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 8 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程（平成 14 年奈良市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 9 号中「使用料」の次に「、手数料及び負担金等」を加え、同項に次の 13 号を加える。

- (16) 収入金の徴収停止の決定及び取消し
- (17) 収入金の履行期限を延長する特約又は処分の決定及び取消し
- (18) 収入金の担保の処分若しくは担保権の実行の手續又は強制執行の手續の決定及び取消し
- (19) 収入金の保全のための担保の要求又は仮差押え若しくは仮処分の手続の決定及び解除
- (20) 収入金の分納の承認及び取消し
- (21) 収入金の徴収又は収納の事務の嘱託及び委託
- (22) 収入金の納入の通知及び督促
- (23) 収入金の履行期限の繰上げの決定
- (24) 収入金の配当の要求その他の債権の申出の決定及び取消し
- (25) 奈良市債権管理条例第 8 条の規定に基づく延滞金等の免除（免除基準が明確なものに限る。）
- (26) 収入金の公示送達及びこれに伴う納期の変更
- (27) 過誤納金の充当還付
- (28) 使用料等の還付

附 則

この訓令は、令和 6 年 8 月 16 日から施行する。

（令和 6 年 8 月 16 日揭示済）

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 52 号

平成 26 年奈良市企業局告示第 3 号（奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 8 月 13 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

第 2 項中「株式会社 りそな銀行」を「株式会社 りそな銀行（施行令第 22 条の 4 第 1 項に規定する納入通知書に基づく収納を除く。）」に、「株式会社 関西みらい銀行」を「株式会社 関西みらい銀行（施行令第 22 条の 4 第 1

項に規定する納入通知書に基づく収納を除く。)」に改める。

(令和 6 年 8 月 13 日揭示済)

奈良市企業局管理規程第 13 号

須川ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 8 月 14 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

須川ダム操作規程の一部を改正する規程

須川ダム操作規程（昭和 60 年奈良市水道局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3(1)の部京都府知事の項中「山城南土木事務所河川砂防室」を「山城南土木事務所河川砂防課」に改め、同部京都府木津警察署長の項中「笠置駐在所」を「木津警察署」に改め、同部奈良県奈良警察署長の項中「興東駐在所」を「奈良警察署」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和 6 年 8 月 14 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会訓令甲第 1 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

令和 6 年 8 月 16 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和 49 年奈良市教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条部長及び理事共通の部分の第 4 号中「教育財産」を「行政財産」に改め、同部分の第 11 号を次のように改める。

(11)使用料、手数料及び負担金等の減免の許可又は承認

第 3 条部長及び理事共通の部分に次の 1 号を加える。

(21)収入金の徴収又は収納の事務の嘱託及び委託

第 5 条課長等共通の部分の第 6 号中「教育財産」を「行政財産」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 8 月 16 日から施行する。

(令和 6 年 8 月 16 日揭示済)

奈良市いじめ調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 27 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第 6 号

奈良市いじめ調査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市いじめ調査委員会規則（平成 30 年奈良市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他奈良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

第 3 条第 2 項中「各号」を削り、「掲げる者」を「定める者」に改める。

第5条に次の1項を加える。

6 会議は、公開しない。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和6年8月27日揭示済)